

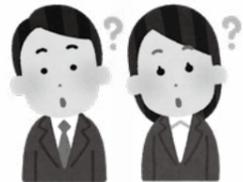
社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

社会保険の扶養

1. 会社等の健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社等の健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、扶養になることができるか被扶養者認定の基準を確認しましょう。（右参照）

※認定の基準は一律ではなく生活の実態や実情により総合的に判断されます。健康保険によっては基準が異なる場合がありますので、会社の担当者に聞いてみましょう。



●被扶養者認定の基準

(1)扶養範囲

- ①配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属
- ②同居している3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）

(2)収入要件

年間収入130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入180万円未満）かつ

- ①同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ②別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

2. 国民健康保険税と会社等の健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、会社等の健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と所得税（町県民税）の扶養

健康保険の扶養と所得税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、所得税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～1人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

病気の早期発見で重症化を防止

生活習慣の改善や早期発見・治療のためにも毎年特定健康診査・特定保健指導を受けましょう。

かかりつけ医をもつ

かかりつけ医とは、自分や家族の病歴や体質などを把握してくれている身近なお医者さんです。

時間外受診や休日受診は控える

割増料金がかかります。やむを得ないとき以外は、通常の診療時間に受診しましょう。

お薬手帳は1冊にまとめる

受診の際は、お薬手帳を提示し、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらいましょう。

ジェネリック医薬品を利用する

ジェネリック医薬品とは、新薬より安価で、同等の効能・効果を持つお薬です。

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは
山形県救急電話

- 利用時間：19:00～翌日8:00
- 電話番号：15歳未満は☎#8000、15歳以上は☎#8500

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0152

2/2

余目第三小学校 横島ほうき作りに挑戦！



4年生31人が、自分たちで育てたほうききびを使って挑戦。横島集落の9人が講師となり、ほうきの柄を作るふな結びなどを手ほどきしました。

2/5

余目身体障害者福祉会 軽スポーツ大会



余目老人福祉センターで行われ、会員15人が参加。コメッチ*わくわくクラブの方を講師に、椅子に座ってできるストレッチやボールを使った運動が行われました。

2/8

株ガレージM様へ感謝状贈呈



余目第三小学校の図書館へ、平成22年より本をご寄贈頂いている株ガレージMの森屋秀樹代表取締役（廿六木）に、感謝状と図書委員が書いたメッセージが渡されました。

2/9

ありがとうございます 雪中軟白ねぎの寄贈

表紙の給食に使用



JA全農山形様より、町内の幼稚園、小・中学校の給食用にと雪中軟白ねぎ25kgを寄贈いただきました。澄まし汁に使用し、おいしくいただきました。

足達健一さんに法務大臣感謝状が贈呈されました

任期満了により、12月31日付けで人権擁護委員を退任された足達健一さん（下朝丸）に、法務大臣感謝状が贈呈されました。

足達さんは9年3カ月にわたり人権擁護委員として務められ、人権の花運動、人権教室や町民の心配ごと相談にのるなど、地域住民の人権意識の高揚と啓発活動にご尽力されました。足達さんは「法務局や役場の方をはじめ、協議会の仲間みなさんなど、多くの支えがあってここまで務めることができた。任期中は、活動を通じた多くの出会いを楽しく過ごすことができた」と活動を振り返っていました。

